



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	チーム医療における刑事過失責任：組織的医療における個人の過失責任のあり方及び関係者間の責任分担 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	張, 佳宇
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第15120号
Issue Date	2022-09-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/87159
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	ZHANG_Jiayu_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 張 佳宇

審査担当者	主 査	教 授	城 下 裕 二
	副 査	教 授	小 名 木 明 宏
	副 査	教 授	佐 藤 陽 子

チーム医療における刑事過失責任 ——組織的医療における個人の過失責任のあり方及び関係者間の責任分担——

本論文は、いわゆるチーム医療における医療関係者の刑事過失責任の判断について、組織の中の個人責任のあり方、および関係者間の責任分担という視点から日本法の議論状況を包括的に検討するとともに、中国法に与える示唆を得ようとするものである。

序章では、「チーム医療」「医療過誤」等の概念を明確化した上で、医療過誤の関連規定を中国法・日本法の双方について概観し、日本法での議論が中国法の下でも意味をもちうることを確認する。さらに本論文が、従来から争いのある過失構造論に関しては「新過失論」を前提とすることも明らかにされる。

第1章「垂直的分業における過失の判断」では、関与者間に指示・監督関係がある場合、特に(1)医師と看護師の連携、および(2)上下関係にある医師間の連携、について考察する。(1)では医師の関与範囲の確定ならびに監督過失の成否が、また(2)では研修医に対する指導医の責任ならびに診療科における科長の責任が、いずれも過失競合論と監督過失の区別の基準と並行して論じられている。

第2章「水平的分業における過失の判断」では、関与者が相互に独立して分業関係を構成している場合について、(1)同職種間の連携、および(2)専門職間の連携、に分けて検討される。(2)はさらに、①薬剤師・事務員と看護師間の連携、および②手術チームにおける連携、の各々に関して、結果回避義務の内容を中心に分析されている。

第3章「分業に伴う医療関係者間の責任分担—『信頼の原則』の検討を中心に—」では、チーム医療過誤においてしばしば争点となる「信頼の原則」の適用要件を考察する。本論文は、同原則を結果回避義務の制限原理と位置づけ、チーム医療の場合には①医療関係者間の実質的信頼関係、②分業関係の実質的合理性、③信頼の相当性、の3要件を充足する場合に同原則の適用が可能になるとの立場から、具体例についての検証を行っている。

第4章「分業に伴う医療関係者間の過失責任—『過失犯の共同正犯』の成否の検討を中心に—」では、チーム医療において複数人の過失が肯定される場合に、過失の競合（同時正犯）あるいは過失犯の共同正犯として構成されるための論理が検証される。特に過失犯の共同正犯に関しては、①正犯性要件、②共同性要件、③帰責（帰属）要件、の3要件が充足されることによって全体結果を各関与者に帰属することが可能になるとの立場から、個別事例での展開を試みる。

第5章「中国法への示唆」では、第4章までに得られた知見を踏まえて、(1)中国刑法の医療事故罪をめぐる判例状況を分析した上で、(2)中国のチーム医療における個人の過失責任のあり方に関しては、新過失犯論による注意義務違反の有無・程度の検討が可能であり、(3)関与者間の責任分担のあり方については、中国刑法の規定との関係から過失犯の共同正犯の成立は困難であるものの、過失の競合に際して信頼の原則を適用することは認められるべきであると論じている。

終章では、これまでの議論が要約的に総括された上で、本論文では十分に検討できなかった、管理過失と監督過失の関係性、医療従事者の過失と患者あるいは患者の家族の過失の競合事例、組織体自体の過失責任、AI が医療行為に関与した場合の問題については、今後の課題とすることが示されている。

以上のように本論文は、チーム医療における医療従事者の刑事過失責任の問題に関して、垂直的分業関係と水平的分業関係という人的構成形態を主軸としつつ、日本法での議論状況を的確に整理・検討するとともに、中国法に与える理論的成果を導出することに成功しており、日中比較（医事）刑法学および刑事実務に裨益するところは極めて大きい。また、医学・看護学領域の先行研究を含めて豊富な文献が丹念に渉猟されており、資料的価値が高いだけでなく、本論文の諸帰結が医療の実際と乖離しないように配慮する姿勢が随所に伺われることも高く評価できる。

他方で、本論文が前提とする過失構造論、客観的帰属論、あるいは共犯の処罰根拠論といった解釈学上の理論枠組みは、それ自体が独立した研究テーマとなりうるものであるだけに、異なる立場からの反論は不可避である。このことは、中国法に与える示唆の内容にも個別的な影響を及ぼすものと思われる。また、本論文が採用する垂直的分業関係と水平的分業関係という二分論が、過失犯および共犯の成立要件からのアプローチを区別する必要があるほどの実体を有しているか否かに関しても、医療の進展に鑑みた不断の検証が必要となるであろう。もっとも、これらの課題は今後の研究によって取り組まれるべきものであり、本論文が刑事医療過誤の「理論と実務」に与える価値を些かも損なうものではない。

以上の次第で、審査委員一致の結論として、本論文は博士（法学）の学位を授与されるに相応しいものであると判断された。